

I 大分市の地域福祉を取り巻く状況

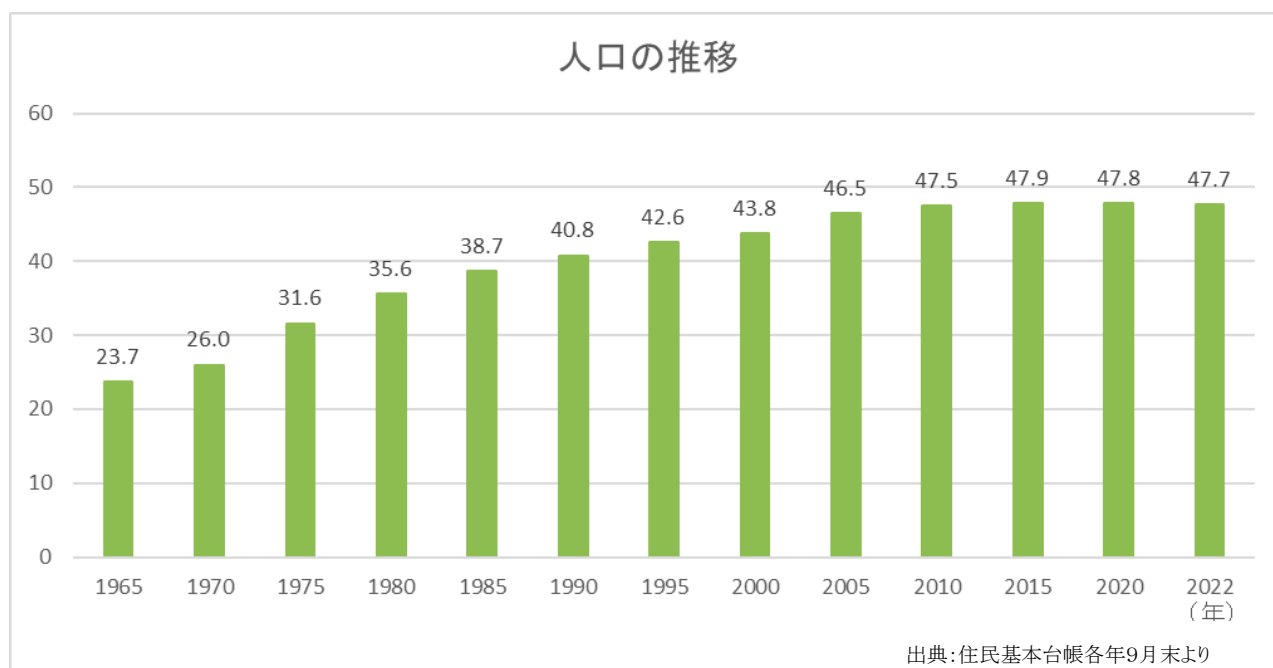
I 大分市の地域福祉を取り巻く状況

1 統計データでみる大分市の状況

(1) 人口の状況

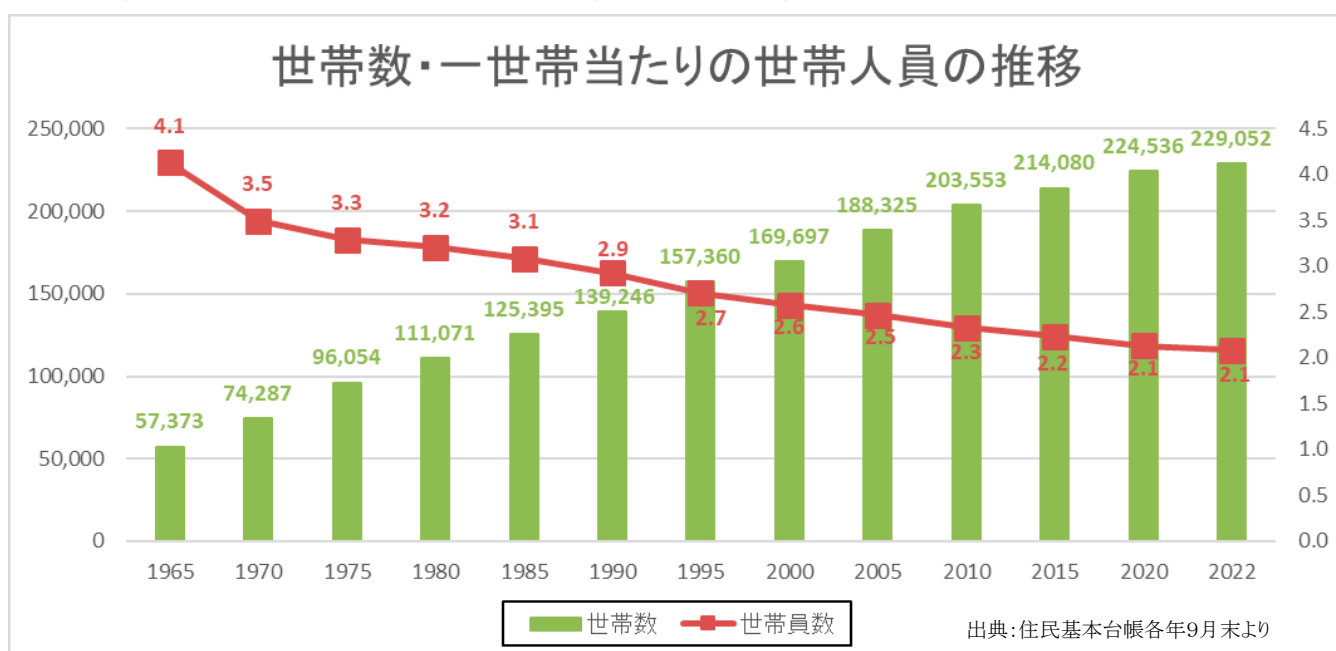
①人口の推移

本市の人口は僅かではあるものの、年々増え続けていましたが、人口減少局面に入りました。



②世帯人員の推移

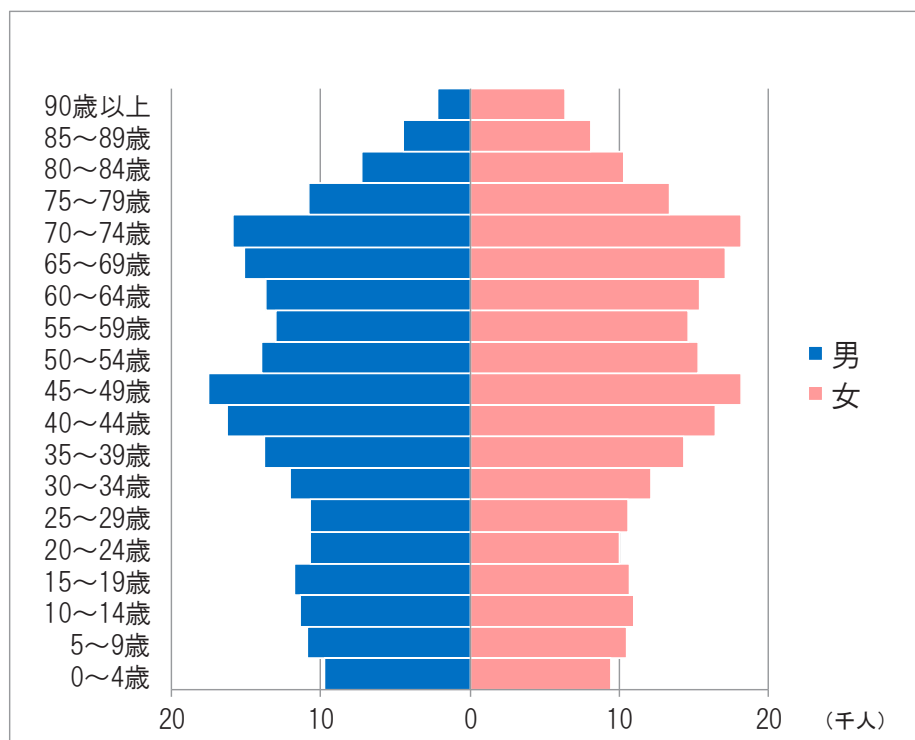
世帯数は増え続けていますが、一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあります。



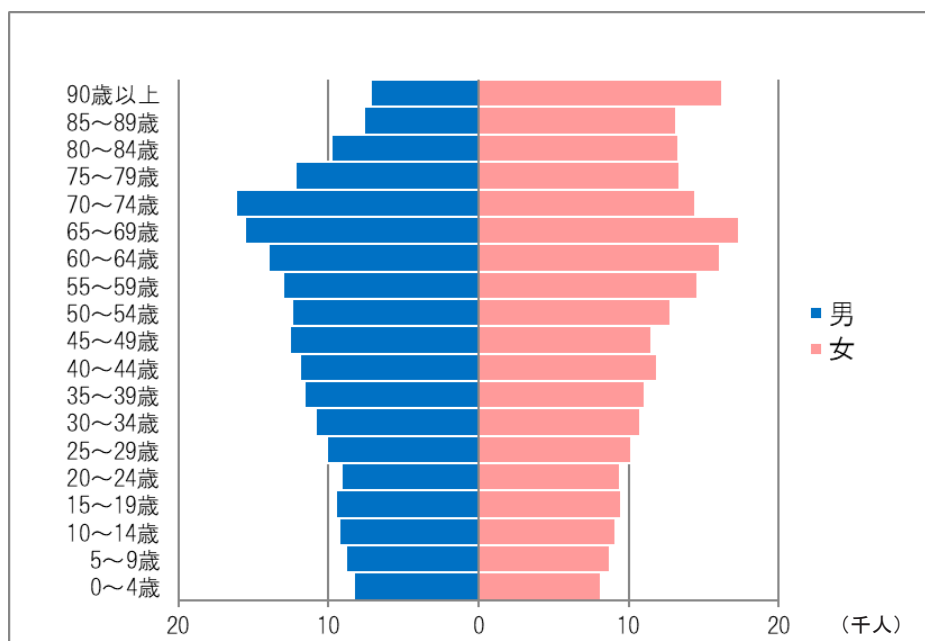
③人口ピラミッドの推移

総人口の減少や少子高齢化の進展に伴い、年少人口（15歳未満）を含む若い世代の人口が減少し、人口ピラミッドは「壺型」に向かっていくものと考えられます。

2020年（令和2年）



2045年（令和27年）



出典:住民基本台帳各年9月末より

※2020年(令和2年)の総人口は総務省統計局「国勢調査」

※2045年(令和27年)の総人口は国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 高齢者の状況

① 高齢化率の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は、2023年（令和5年）9月末現在134,732人で高齢化率は28.4%となっています。

介護保険制度が創設された2000年（平成12）年9月末（高齢者人口62,231人、高齢化率14.2%）と比較すると、高齢者人口は2倍以上に増え、高齢化率は14.2ポイントの増加となっています。

（人）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総人口		475,085	473,169	472,933	472,697	472,461	472,225
年少人口（0-14歳）		61,959	61,981	61,571	61,167	60,766	60,367
生産年齢人口（15-64歳）		278,394	274,362	272,308	270,174	267,999	265,783
高齢者人口（65歳以上）		134,732	136,826	139,054	141,356	143,696	146,075
再掲	前期高齢者（65-74歳）	64,255	60,614	59,237	57,992	56,773	55,580
	後期高齢者（75以上）	70,477	76,212	79,817	83,364	86,923	90,495
高齢化率		28.4%	28.9%	29.4%	29.9%	30.4%	30.9%

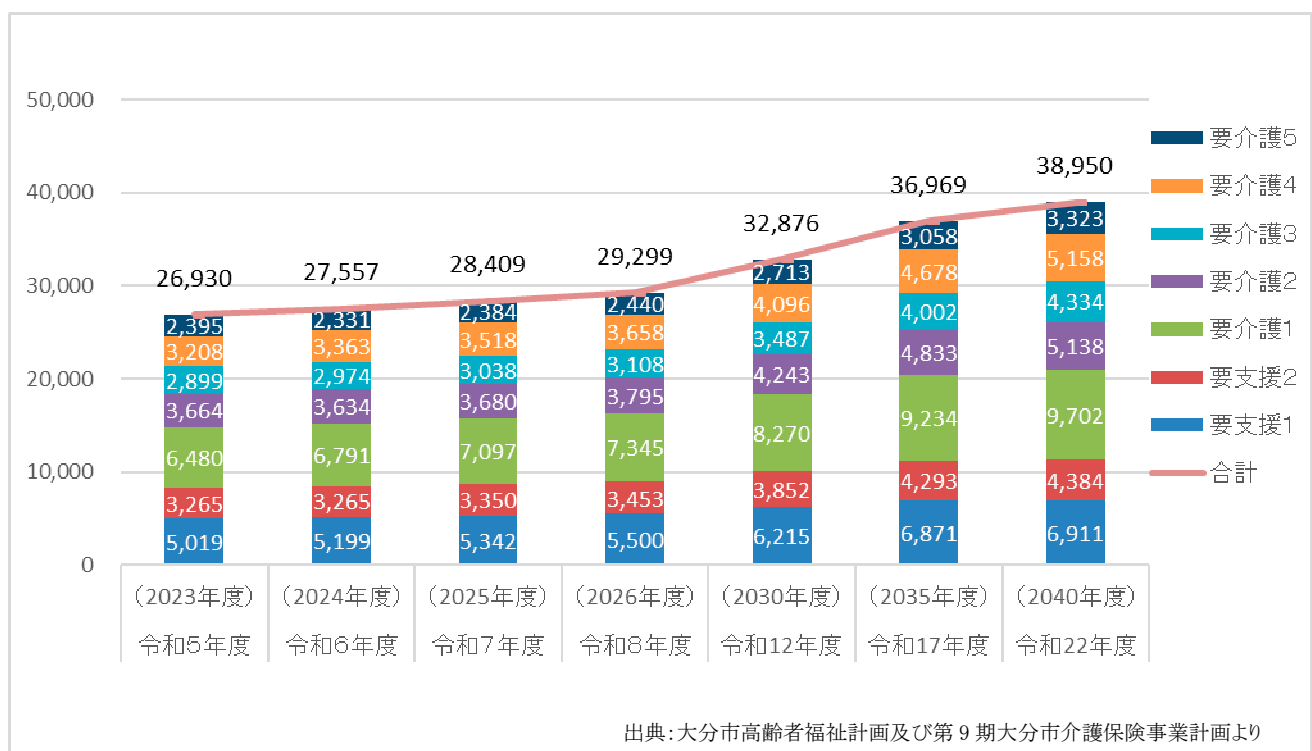
※令和5年度は実績（大分市の統計数値9月）、令和6年度以降は推計値

出典：大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保険事業計画より

② 要介護者・要支援者の推移

要介護・要支援認定者数は年々増加してきており、今後も増加していくものと推計されます。

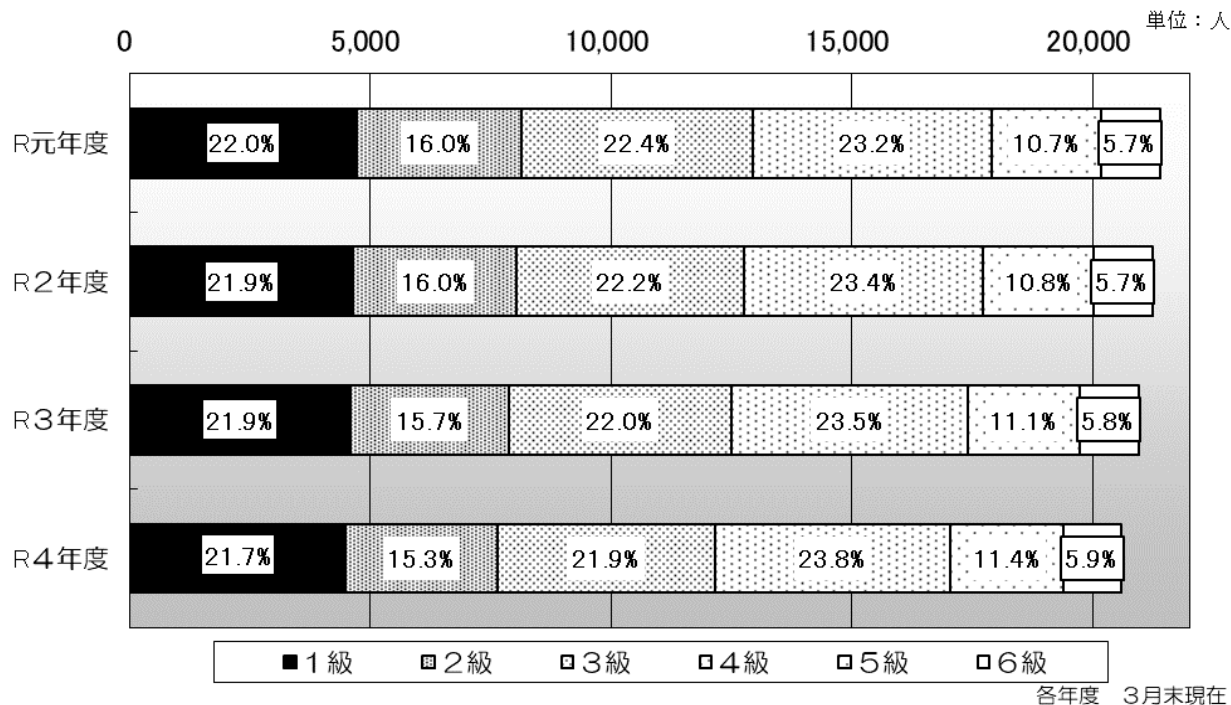
（人）



(3) 障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

所持者数は、ほぼ横ばいとなっており、等級別にみると、全体のおよそ37%が重度障がい（1級、2級）となっています。

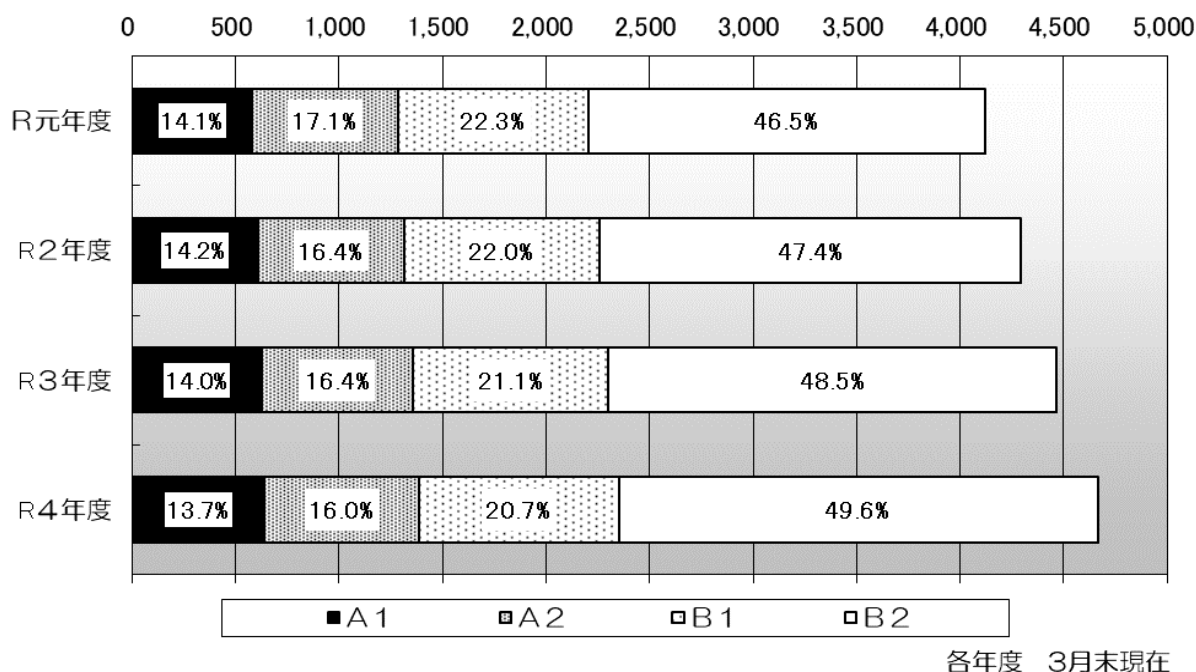


出典：第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画より

②療育手帳所持者数の推移（程度別）

所持者数は年々増加しており、程度別にみると、軽度障がい（B2）が最も多くなっています。

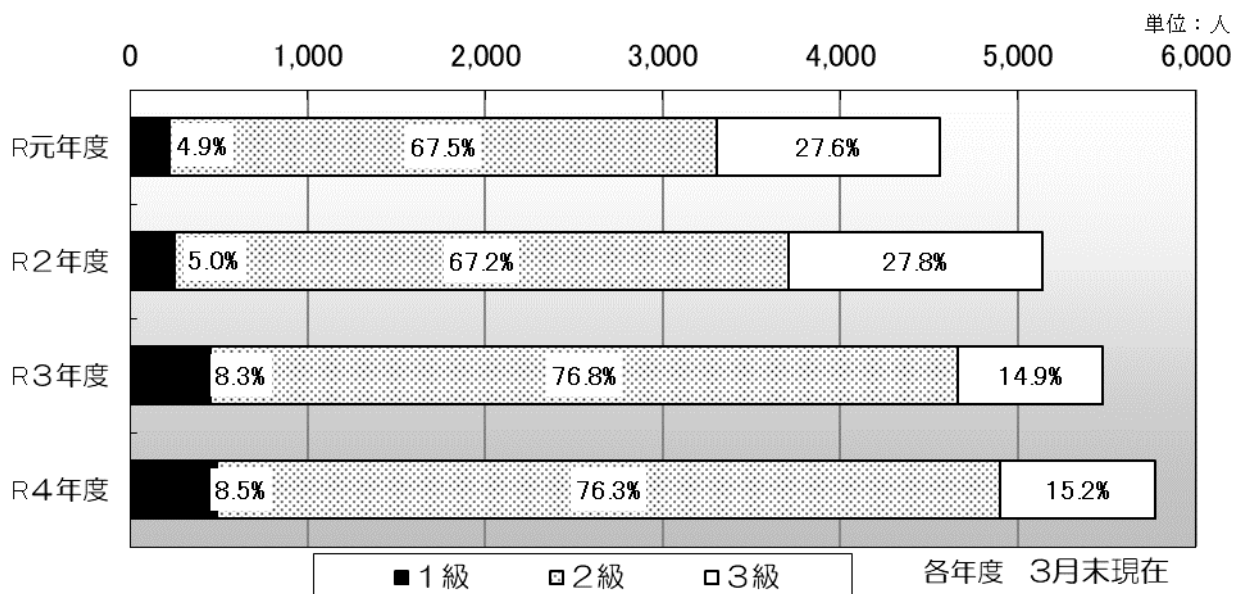
（単位：人）



出典：第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画より

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

手帳の所持者数は年々増加しており、等級別にみると2級が最も多くなっています。



出典：第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画より

④障害福祉サービス等支給決定者数の推移

2019年度（令和元年度）と2022年度（令和4年度）を比較すると、障害福祉サービス等支給決定者数は約1.18倍の増加となっています。

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	人数	1,326	1,418	1,401	1,448
	前年比	—	106.9%	98.8%	103.4%
知的障がい者	人数	2,109	1,996	2,019	2,005
	前年比	—	94.6%	101.2%	99.3%
精神障がい者	人数	1,600	1,694	1,783	1,915
	前年比	—	105.9%	105.3%	107.4%
難病患者	人数	35	38	40	51
	前年比	—	108.6%	105.3%	127.5%
障がい児	人数	1,525	1,953	2,223	2,364
	前年比	—	128.1%	113.8%	106.3%
合計	人数	6,595	7,099	7,466	7,783
	前年比	—	107.6%	105.2%	104.2%

各年度 3月末現在

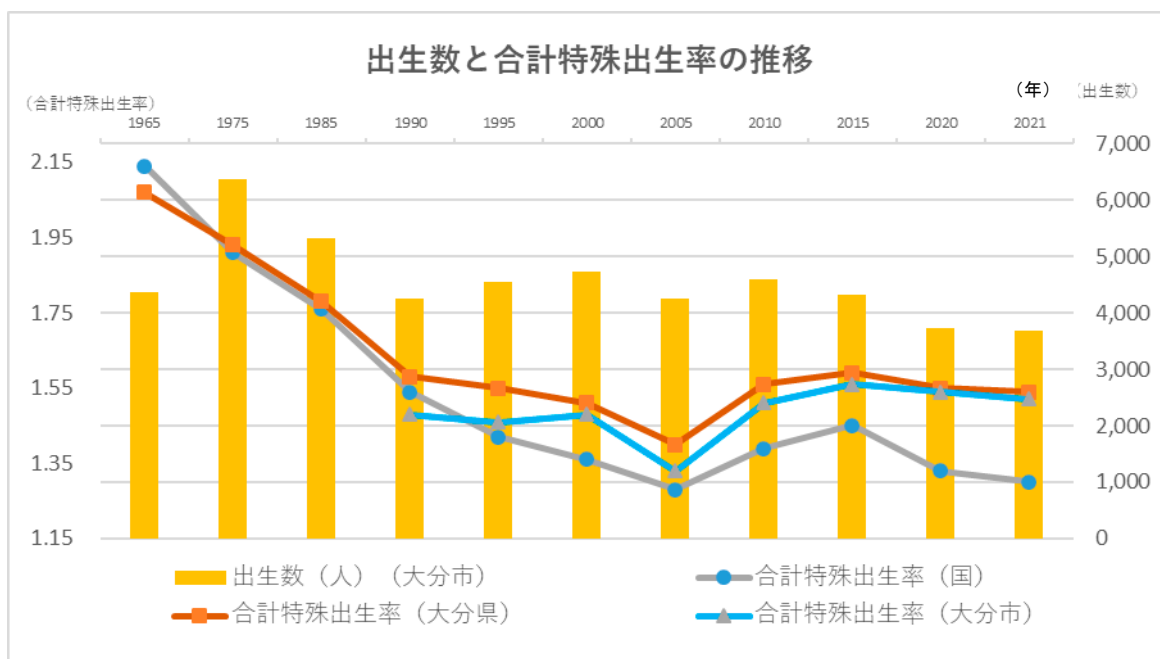
出典：第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画より

(4) 子どもの状況

①出生率・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、近年では減少傾向にあります。また、本市の合計特殊出生率は、2005年（平成17年）の1.33以降上昇傾向にありましたが、再び減少に転じており、2021年（令和3年）は1.52となっています。

なお、本市の合計特殊出生率は、大分県の合計特殊出生率より低い水準で推移するものの、全国の合計特殊出生率を上回っています。



属性	1965	1975	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021
合計特殊出生率(国)	2.14	1.91	1.76	1.54	1.42	1.36	1.28	1.39	1.45	1.33	1.30
合計特殊出生率(大分県)	2.07	1.93	1.78	1.58	1.55	1.51	1.40	1.56	1.59	1.55	1.54
合計特殊出生率(大分市)				1.48	1.46	1.48	1.33	1.51	1.56	1.54	1.52
出生数(人)(大分市)	4,373	6,362	5,322	4,243	4,548	4,720	4,249	4,596	4,327	3,737	3,695

※1985年以前の合計特殊出生率については、該当するデータなし

出典：大分市「大分市統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」、大分市保健所

※ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

②児童扶養手当の受給者数

受給者数は減少傾向にあります。

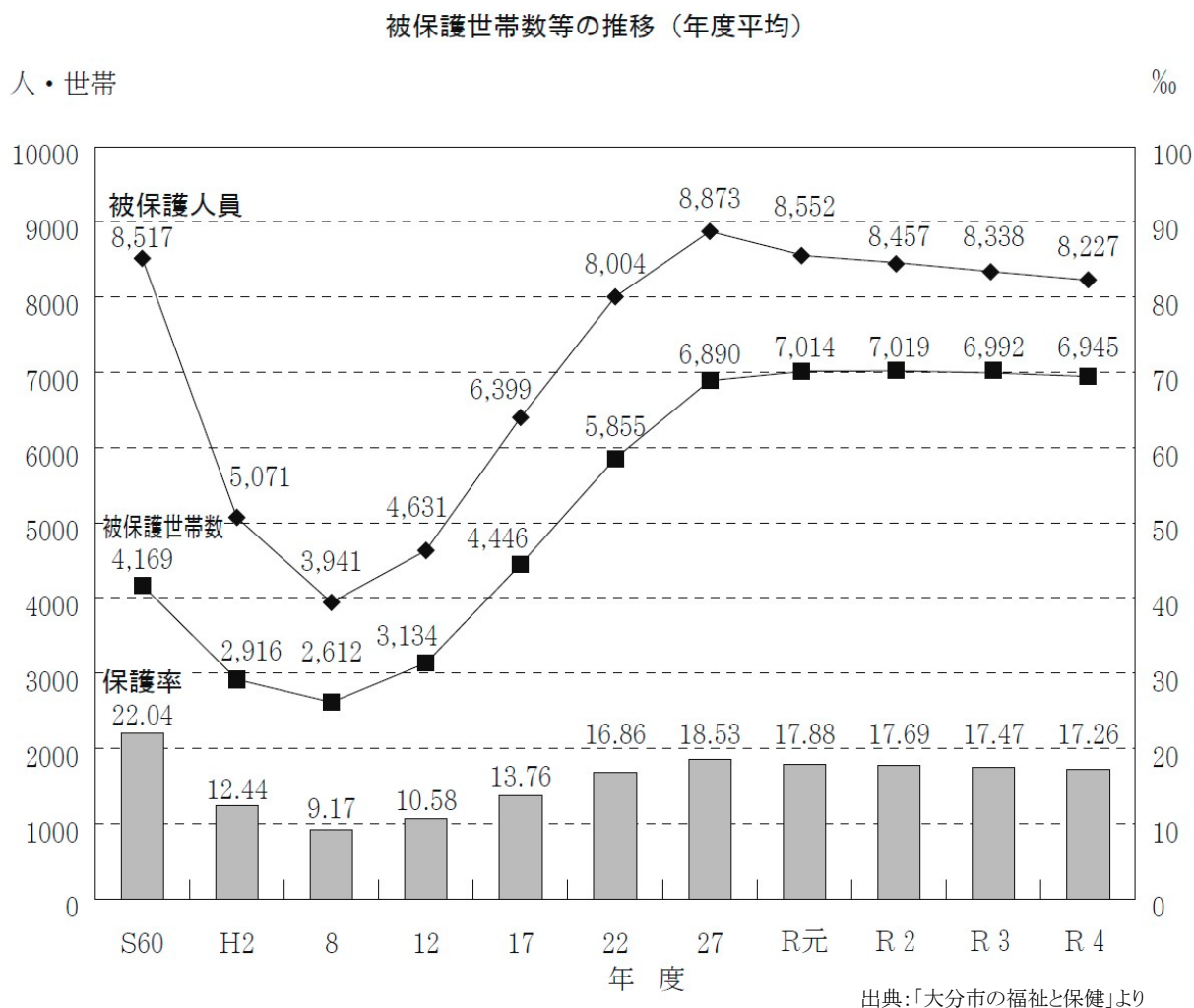
年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
受給者数	4,833	4,800	4,739	4,625	4,512	4,374	4,212	4,086	4,034	3,867

出典：「大分市の福祉と保健」より

(5) 生活困窮世帯の状況

①生活保護受給世帯数等の推移

生活保護受給者数（被保護人員）、受給世帯数（被保護世帯数）はともに平成8年度（1996年度）以降増加していましたが、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。



②生活困窮者自立支援制度における支援状況

新型コロナウイルス感染症に伴い、まん延防止等重点措置が講じられたことなどから、一時的に急激な伸びが見られました。近年は落ち着きを取り戻しつつありますが、依然として高水準にあります。

年度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
新規相談件数	956	1,234	6,333	5,466	1,722

出典:「大分市の福祉と保健」より

(6) 地域の状況

①民生委員・児童委員の定数及び年間活動日数の推移

1995年(平成7年)と2022年(令和4年)を比較すると、定数は約53%増加し、年間活動日数は約26%増加しています。

改選期	H7 (1995)	H10 (1998)	H13 (2001)	H16 (2004)	H19 (2007)	H22 (2010)	H25 (2013)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
定数 (人)	589	676	695	711	792	810	845	865	886	899

改選は12月1日

	H7 (1995)	H10 (1998)	H13 (2001)	H16 (2004)	H19 (2007)	H22 (2010)	H25 (2013)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
年間 活動 日数	112,786	113,625	131,517	124,343	125,810	143,937	147,994	152,706	149,786	141,572
平均 活動 日数	191	168	189	175	159	178	175	177	169	157

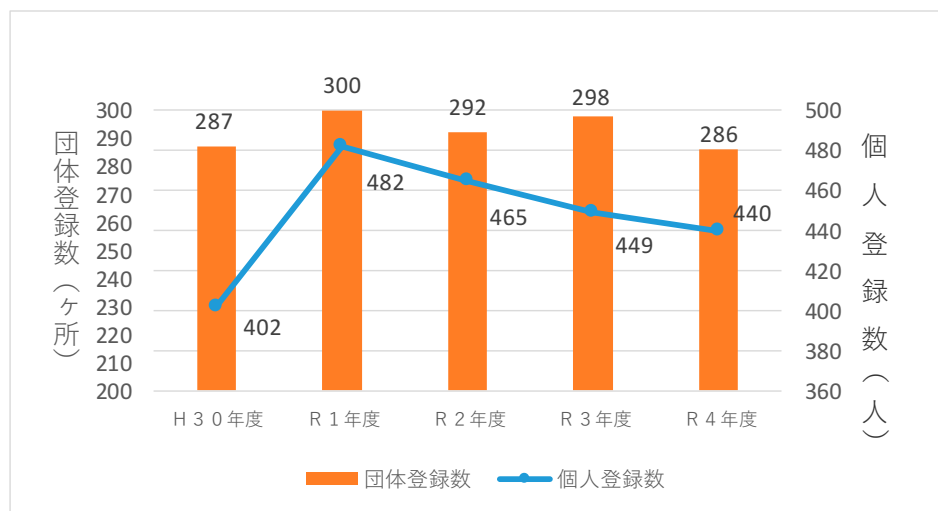
年間活動日数・・・全委員の延べ日数

平均活動日数・・・委員一人当たりの平均

出典:福祉保健課より

②大分市ボランティアセンターへのボランティア登録数の推移

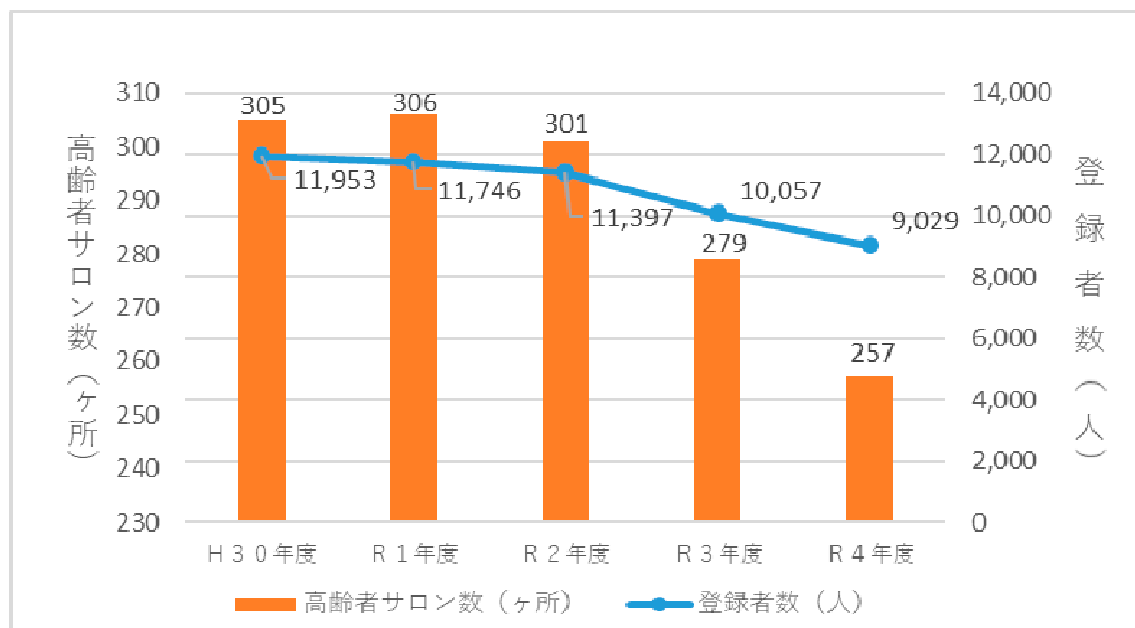
2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)の間、団体登録数はほぼ横ばいですが、個人登録数は2018年度(平成30年度)からは増加しています。



出典:市社協より

③地域ふれあいサロン（高齢者サロン）数、参加者数の推移

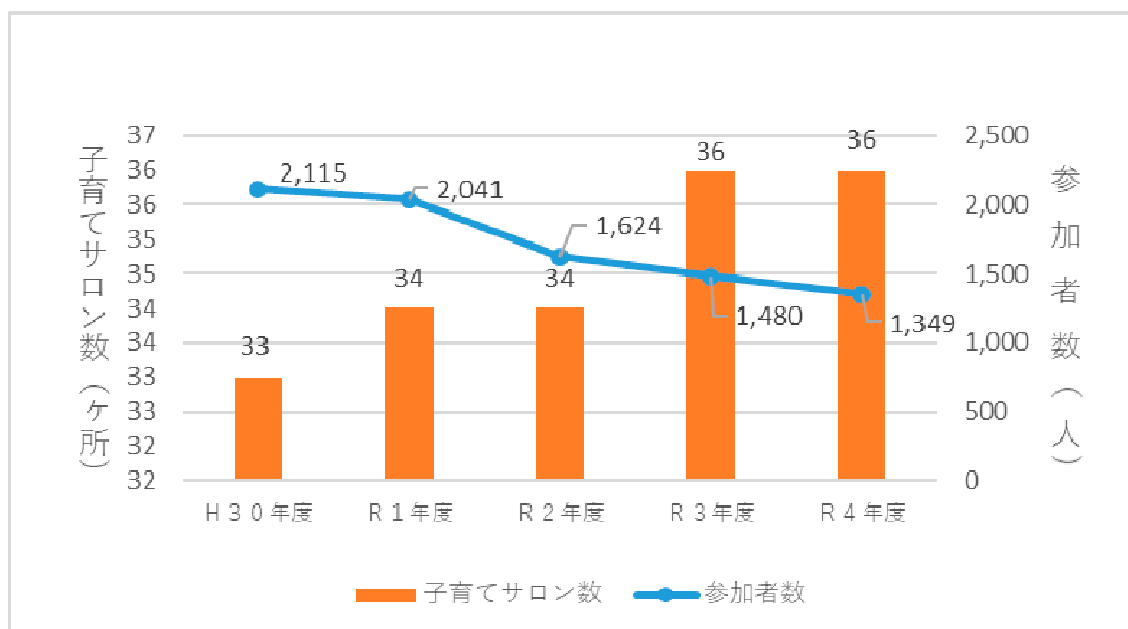
高齢者サロン数および登録者数は、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）の間は減少傾向にあります。



出典：市社協より

④ふれあい・いきいきサロン（子育てサロン）数、参加者数の推移

2018年度（平成30年度）以降はサロン数は増加していますが、参加者数が減少しています。



出典：市社協より

⑤地域包括支援センター設置数及び相談件数の推移（長寿福祉課より）

高齢者人口（※）の増加に伴い、相談件数も増加傾向にあります。

（※）高齢化率の推移を参照（４ページ）

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
設置数	23	23	23	23	23
相談件数	56,544	55,243	61,931	65,814	69,305

出典：長寿福祉課より

⑥障がい者相談支援事業所への相談者数の推移

障害福祉サービス等支給決定者数の増加に伴い、相談者数も増加しています。

（※）障害福祉サービス等支給決定者数の推移を参照（６ページ）

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
相談者数	20,080	21,105	24,993	28,395	29,167

出典：障害福祉課より

⑦児童虐待に関する相談件数の推移

２０１８年度（平成３０年度）まではほぼ横ばいで推移してきましたが、近年は、増加傾向にあります。

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
相談受付件数	838	1,012	919	1,111	1,531

出典：子ども家庭支援センターより

(7) 成年後見制度における取り組み実績

大分市成年後見センターにおける実績

① 相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症高齢者	171	80	159	176
知的障がい者	45	30	30	26
精神障がい者	52	20	53	53
その他	96	149	139	156
合計	364	279	381	411

出典：大分市成年後見センターより

② 相談内容

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度関連	167	134	253	274
任意後見制度関連	43	10	31	35
申立関連	144	65	119	106
市長申立関連	29	12	20	20
報酬付与関連	16	5	3	2
市民後見人関連	2	0	1	0
関係機関との連携	3	2	3	4
視察の受け入れ	0	0	0	0
運営委員会関連	0	0	1	1
法人後見関連	5	3	1	1
法人後見支援員関連	6	2	2	2
支援内容関連	45	14	22	21
その他	121	77	51	87
合計	581	324	507	553

出典：大分市成年後見センターより

③ 受任調整件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見類型	7	8	12	25
保佐類型	3	4	2	8
補助類型	7	2	2	4
合計	17	14	16	37

出典：大分市成年後見センターより

④ 後見人支援（市民後見人養成講座実施実績）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申込者数	21	8	10	24（内7名由布市）
a 新規受講修了者	16	6	6	22（内6名由布市）
b 補講受講修了者 （過年度受講者含む）	0	0	17	1
養成者合計（a+b）	16	6	23	23

出典：大分市成年後見センターより

⑤ 大分市成年後見センターによる普及啓発活動実績（令和元年度～令和4年度）

講演会実施	合計 4回（参加人数合計307名）
講師派遣	合計23回
広報活動	普及啓発展示（ホルトホール）、チラシ配布 等

出典：大分市成年後見センターより

その他実績

① 市長申立実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10	19	7	17

出典：大分市成年後見センターより

② 報酬助成実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報酬助成件数	4	3	7	15
（内 成年後見等市長申立分）	4	3	6	4

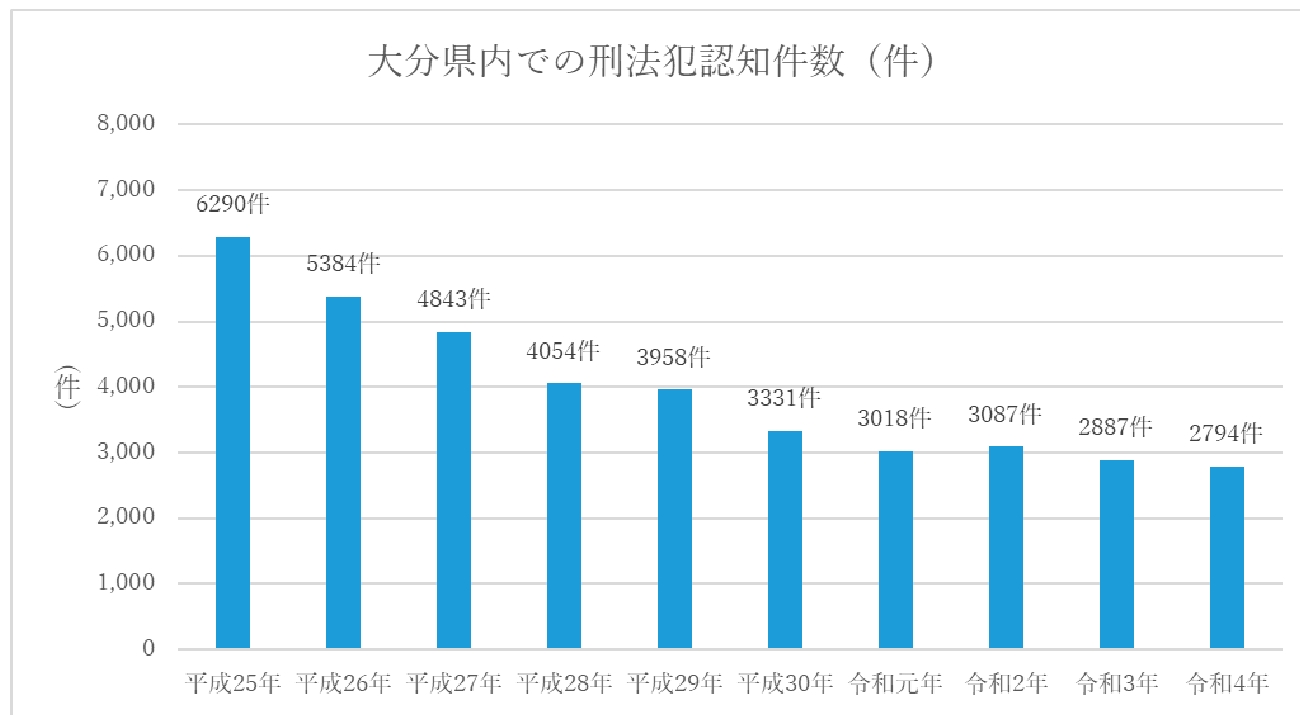
出典：大分市成年後見センターより

（８）再犯の防止に関する参考資料

大分県内での犯罪情勢

①大分県内での刑法犯認知件数

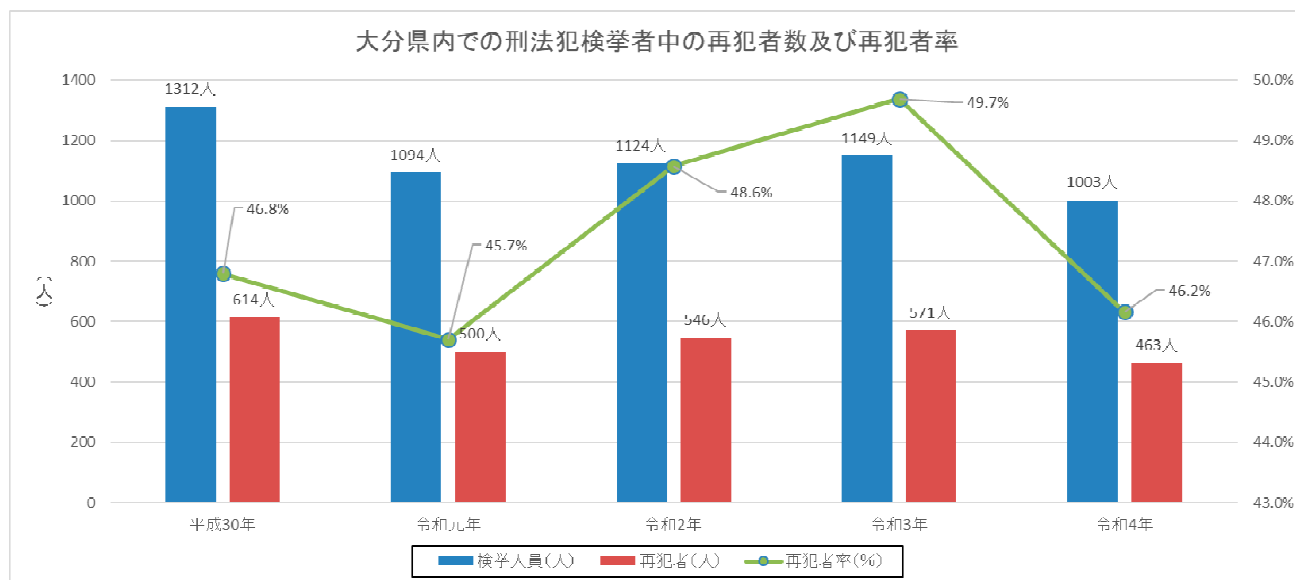
大分県内での刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。



出典：「犯罪統計書」（大分県警察本部）

②大分県内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

再犯者数、再犯者率ともに令和2年から増加していましたが、令和4年は減少に転じました。



出典：「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」（法務省福岡矯正管区）

※統計データについては本計画策定時点で最も新しいデータを掲載しましたが、調査実施主体や更新時期が異なることから、最新年度などに違いがあります。

2 地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査結果

【調査の概要】

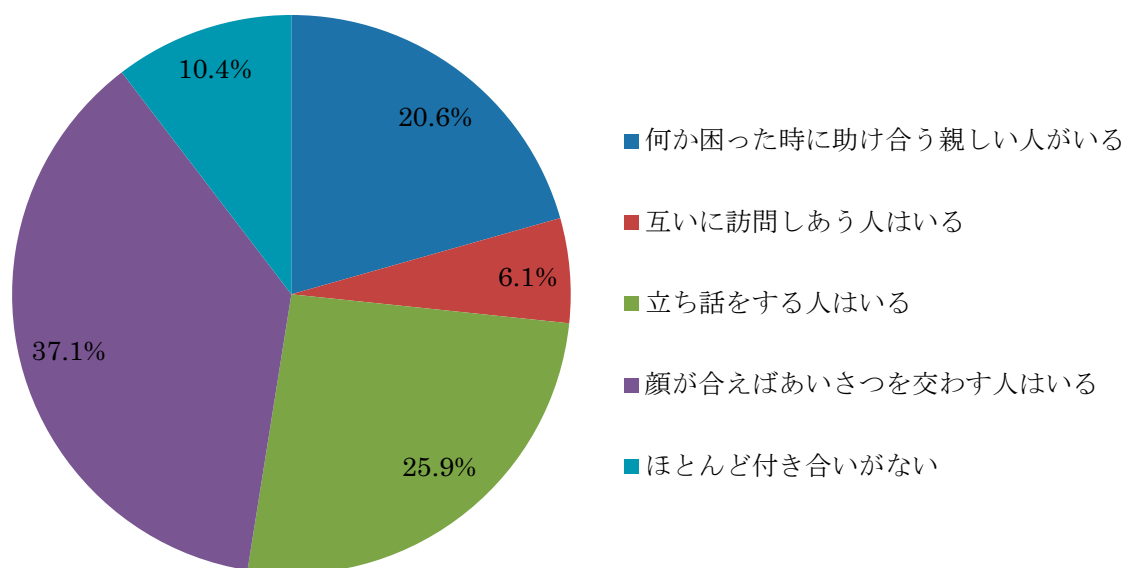
本計画を策定するにあたり、大分市民の地域福祉に関する意識を把握するため、「地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査」を実施しました。調査結果の概要は下記のとおりです。

調査対象	市内に在住する18歳以上の男女3,600名を無作為抽出
調査期間	2022年（令和4年）6月24日から2022年（令和4年）7月29日
調査方法	郵送による配布・回収およびインターネットを利用した回答
回答者数	1,788名（49.7%）
調査協力者	大分大学経済学部 教授 豊島慎一郎

【調査項目】

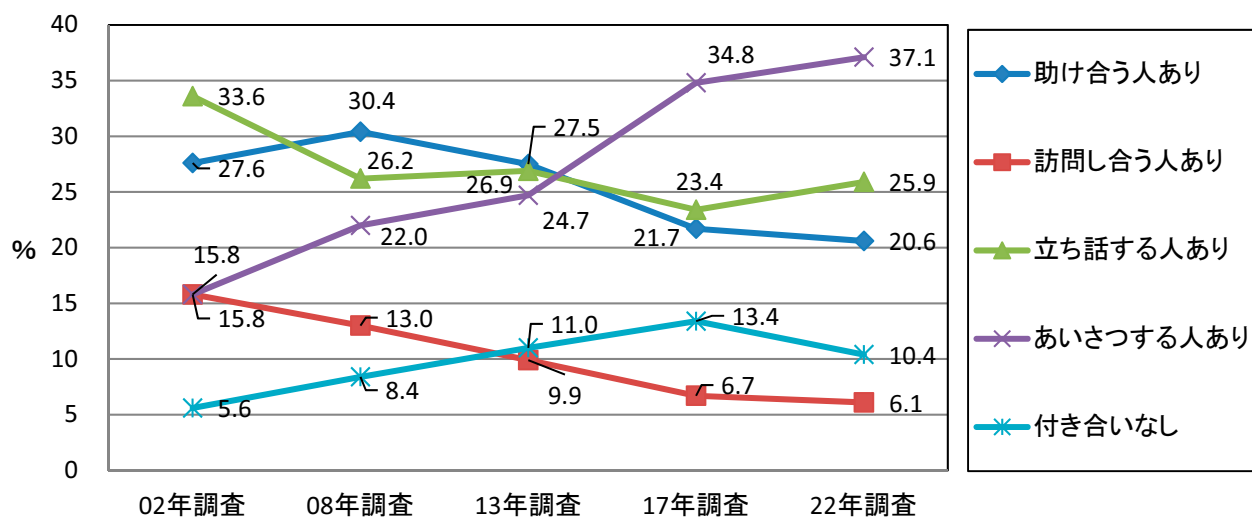
- ①近所づきあいの程度について
- ②居住地域についての考えについて
- ③地域意識について
- ④地域の人にしてほしい手助け、自分ができる手助け
- ⑤地域で手助けは誰にしてほしいか
- ⑥支援を求める意識と支援を求められた場合の対応
- ⑦困ったときの相談先
- ⑧地域で足りないと感じているもの
- ⑨地域活動への参加経験
- ⑩参加したことのある地域活動
- ⑪最近一年間の地域活動への参加頻度について
- ⑫地域福祉活動への参加理由、不参加理由
- ⑬不安や困りごと
- ⑭災害に対する備えについて
- ⑮災害のために住民が行う日頃からの準備

① 近所づきあいの程度について



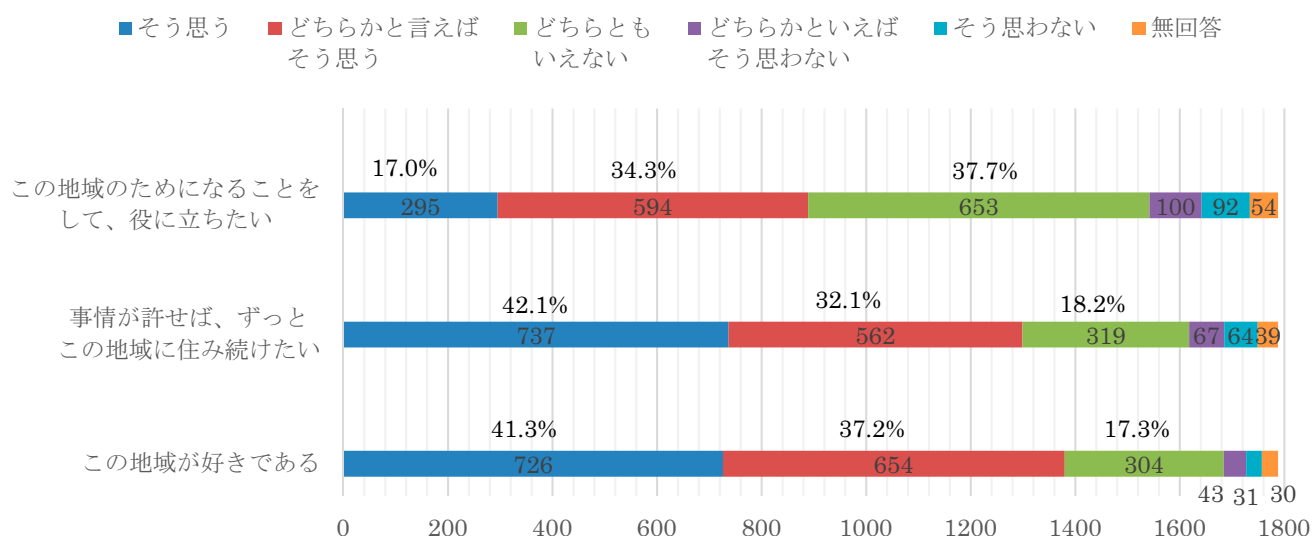
- ・「顔が合えばあいさつを交わす人はいる」の割合が最も高く、約 36.4%、一方で「ほとんど付き合いがない」が約 10.2%となっている。

【過去との比較】



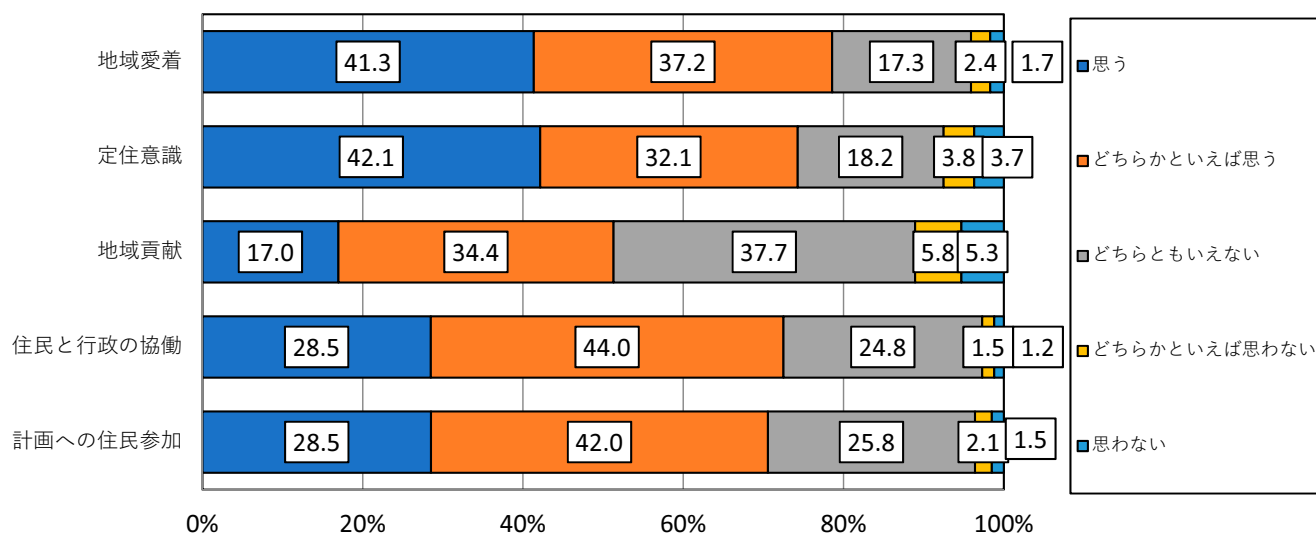
- ・「あいさつする人あり」の割合が増加しているが、「助け合う人あり」「訪問し合う人あり」は減少している。また、「付き合いなし」の割合が一貫して増加傾向にあったが、22 年調査では減少となっている。

② 居住地域についての考えについて



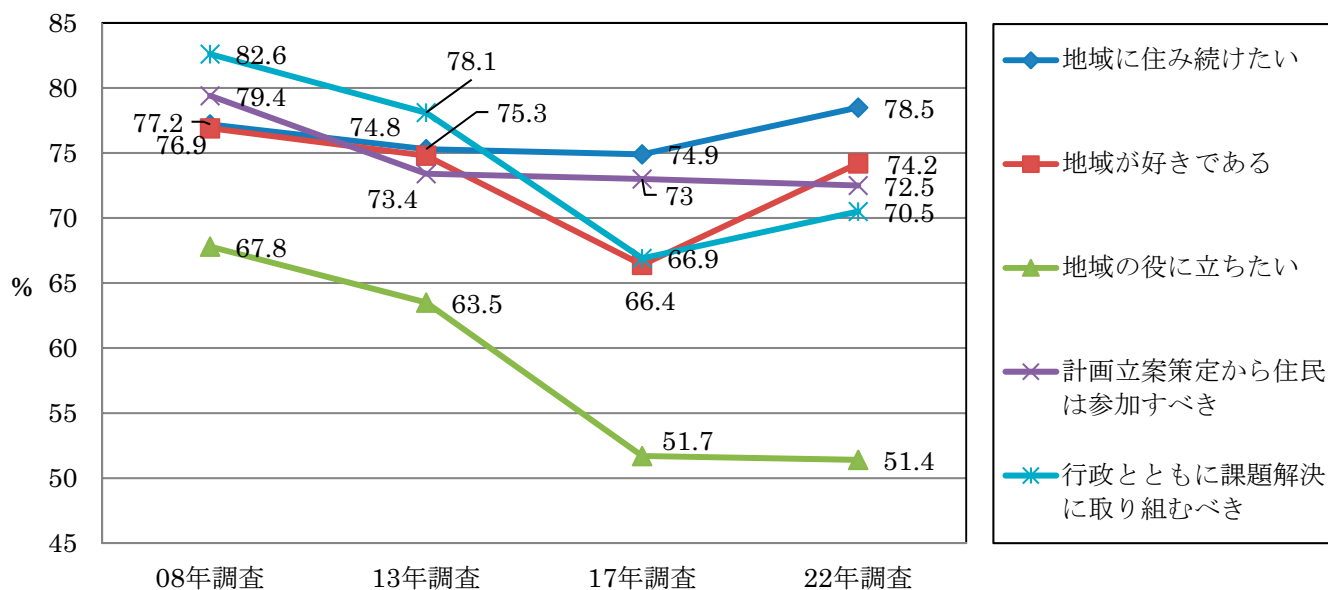
- ・この地域が好きとの問いに対し、肯定的な意見の割合が約 78.6%、この地域のためになることをして、役に立ちたいとの問いに対し、肯定的な意見は約 51.3%となっている。

③ 地域意識について



- ・地域意識については、地域貢献意識以外は回答者の 7 割程度が肯定的な回答をしている。

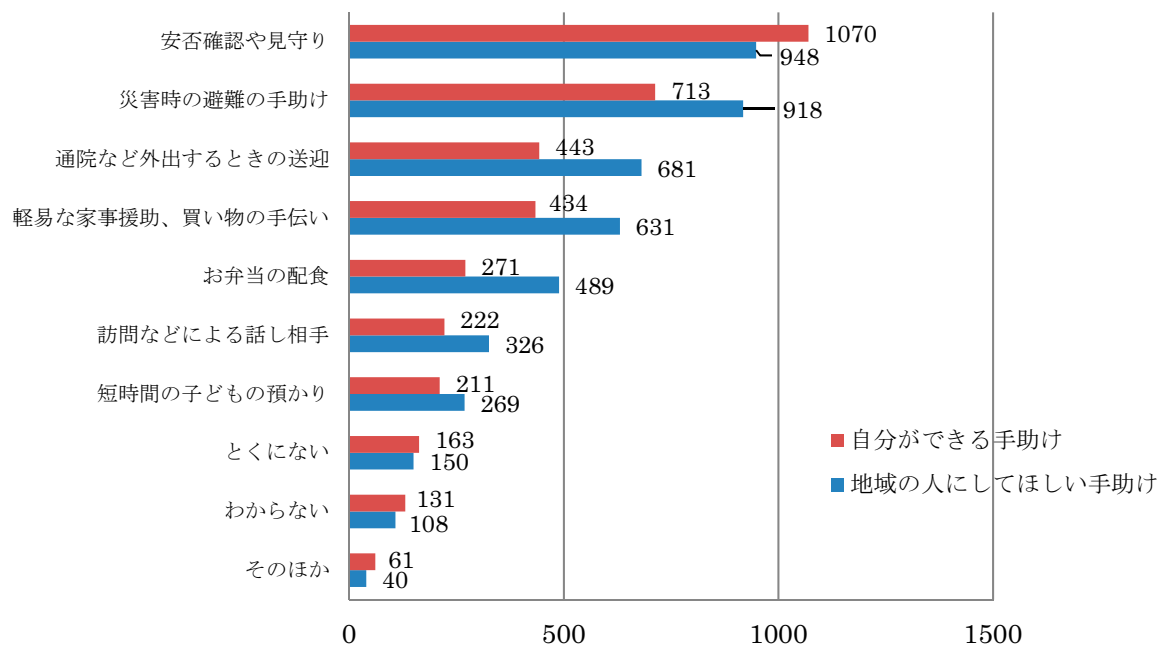
【過去との比較】



- ・17年調査までは「地域に住み続けたい」「地域が好きである」「行政とともに課題解決に取り組むべき」の割合は一貫して減少傾向にあったが、22年調査では増加に転じている。

④ 地域の人にしてほしい手助け、自分ができる手助け

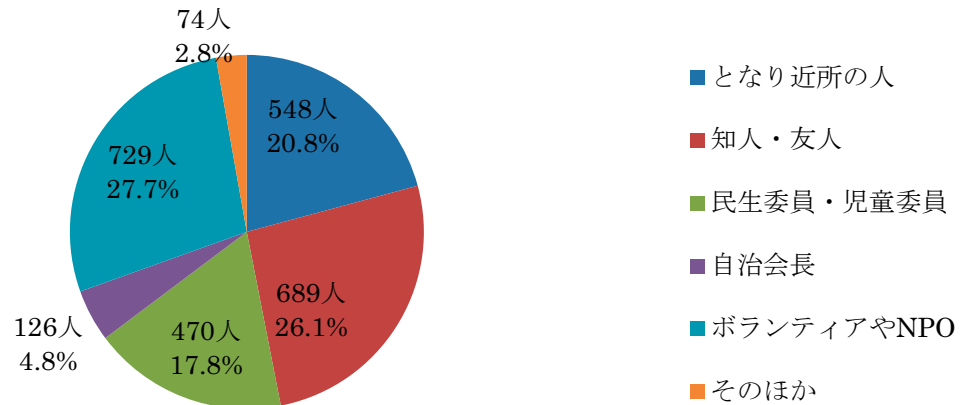
(複数回答)



- ・「安否確認や見守り」と「災害避難」の回答数が全体的に多くなっている。
- ・「送迎」「軽易な家事援助」「弁当の配食」は、地域の人にしてほしい手助けの割合が大きくなっている。

⑤ 地域で手助けは誰にしてほしいか

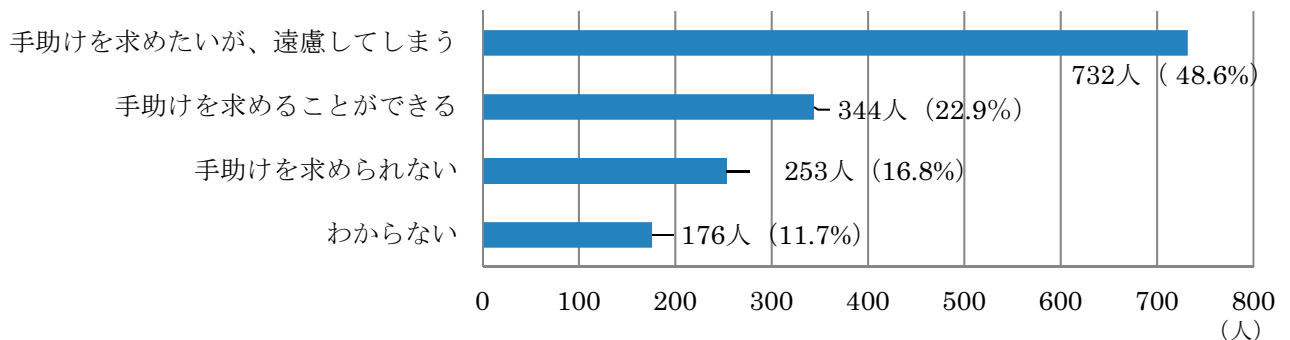
(複数回答)



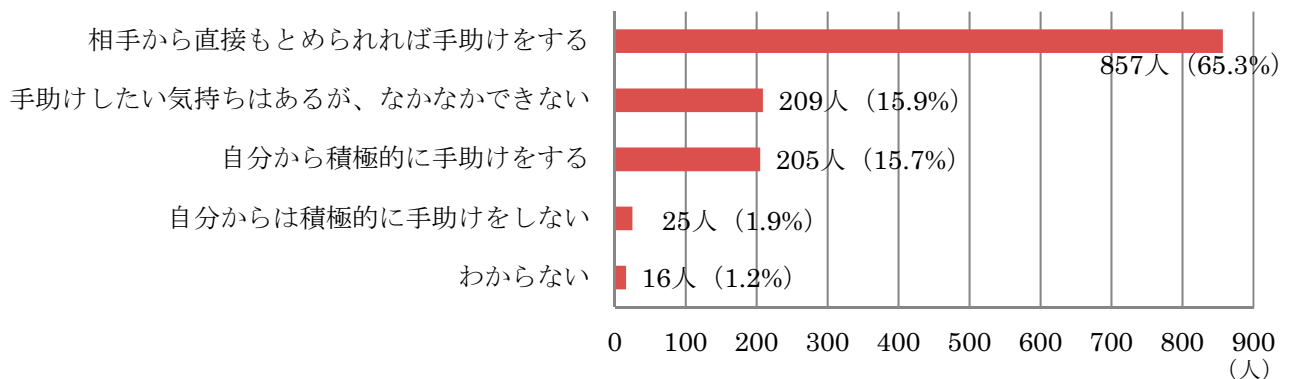
- ・「ボランティアやNPO」が27.7%、「知人・友人」が26.1%、「となり近所」が20.8%の割合となっている。

⑥ 支援を求める意識と支援を求められた場合の対応

◆支援を求める側

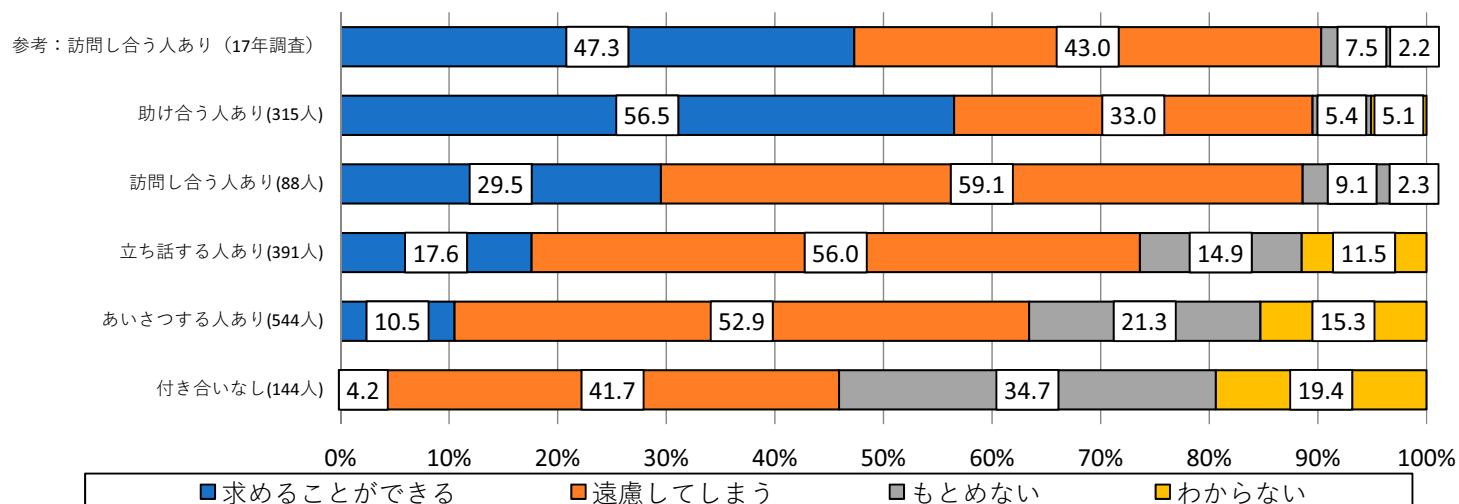


◆支援をする側



- ・困ったときに「手助けを求めたいが遠慮してしまう」「手助けを求められない」の合計が約65.4%となっており、一方で手助けが必要な人がいたときに「自分から積極的に手助けする」「相手から求められれば手助けをする」の合計が約81%となっている。

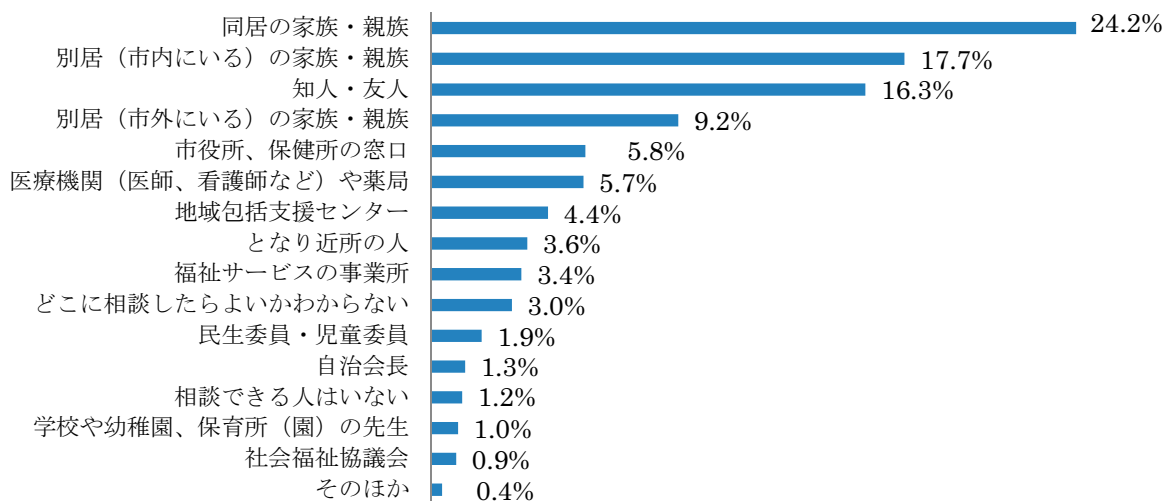
【近隣関係と支援への意識】



- ・17年調査と同様、「助け合う人あり」と回答した人のうち、半数以上が隣近所の人に手助けを求めることができる意識をもっている。なお、「訪問し合う人あり」と回答した人に関しては、17年調査の5割弱から3割弱に減少した一方、「遠慮してしまう」と回答した人は4割強から約6割に増加している。

⑦ 困ったときの相談先

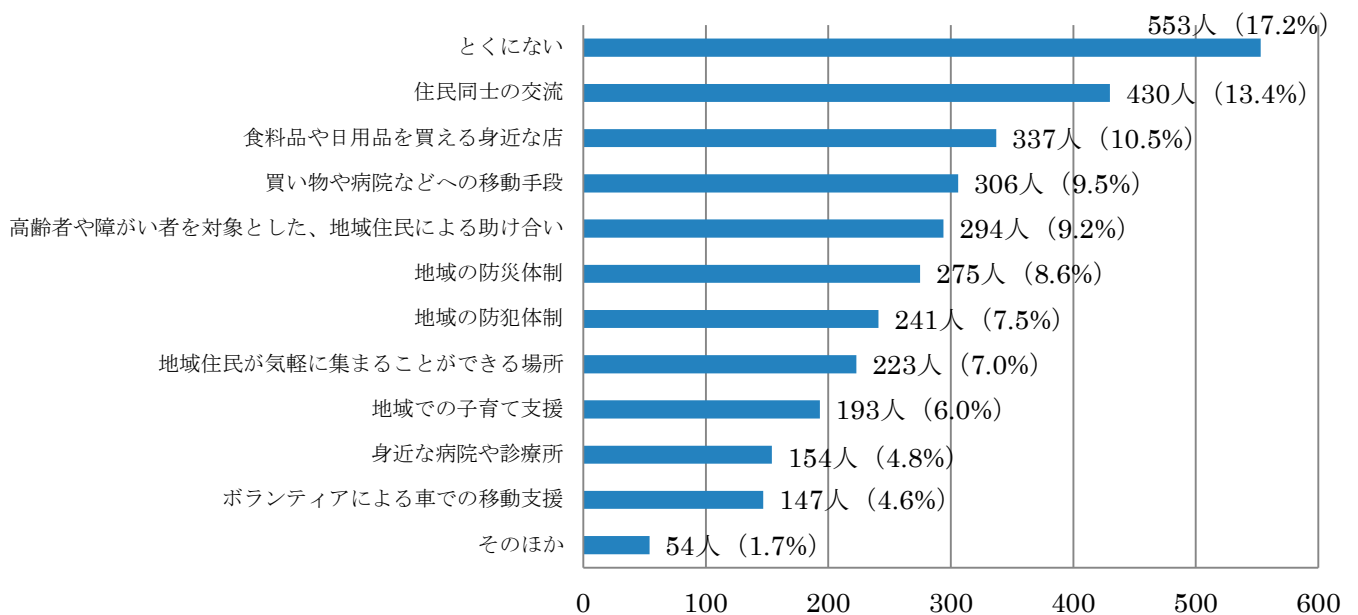
（複数回答）



- ・困ったときの相談先として、「家族・親族」「知人・友人」など身近な人の割合が多数となっているが、身近な人以外では「市役所・保健所の窓口」や「地域包括支援センター」などの相談機関が続いている。また、「相談できる人はいない」と回答している人もいる。

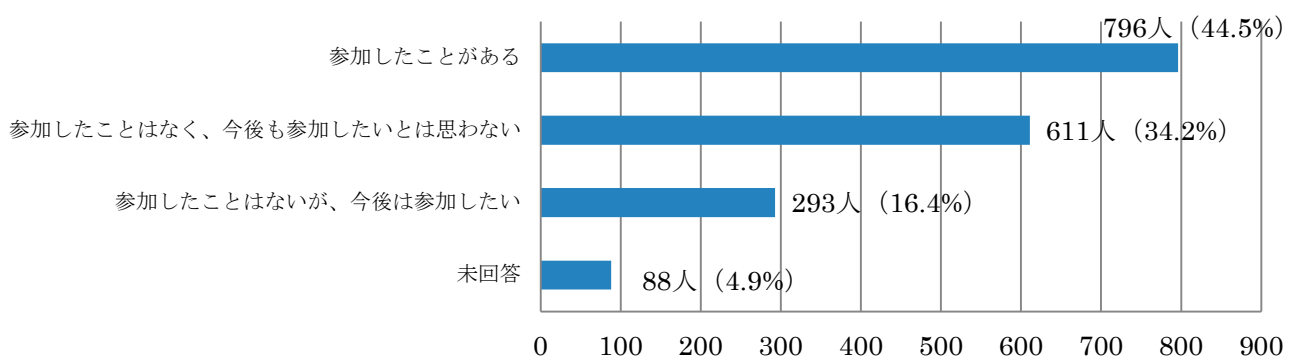
⑧地域で足りないと感じているもの
(地域生活上のニーズ)

(複数回答)



- ・地域に足りないと感じているものの質問に、「住民同士の交流」との回答の割合が高くなっており、続いて「身近な店」「移動手段」「地域住民による助け合い」の割合が高くなっている。

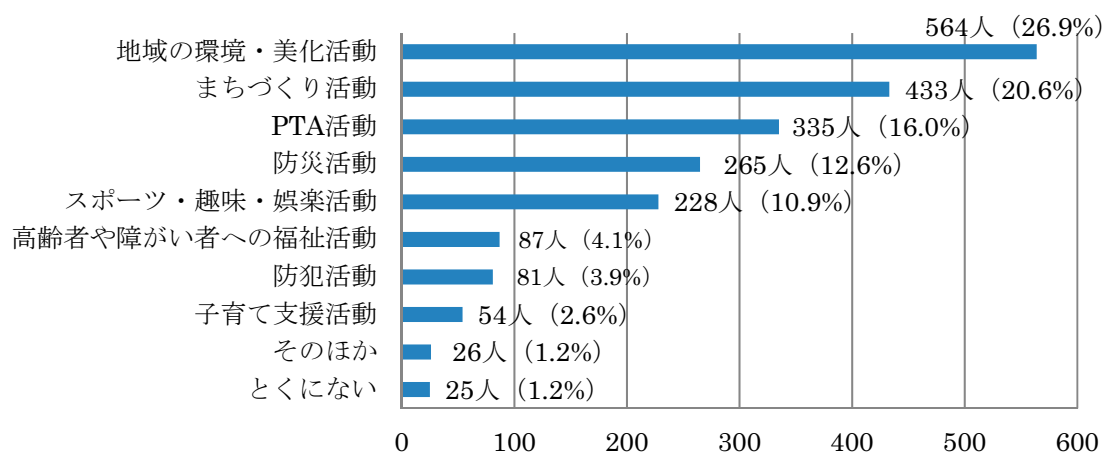
⑨地域活動への参加経験



- ・参加したことがないの割合が約 50.6%と、「参加したことがある」を上回っている。

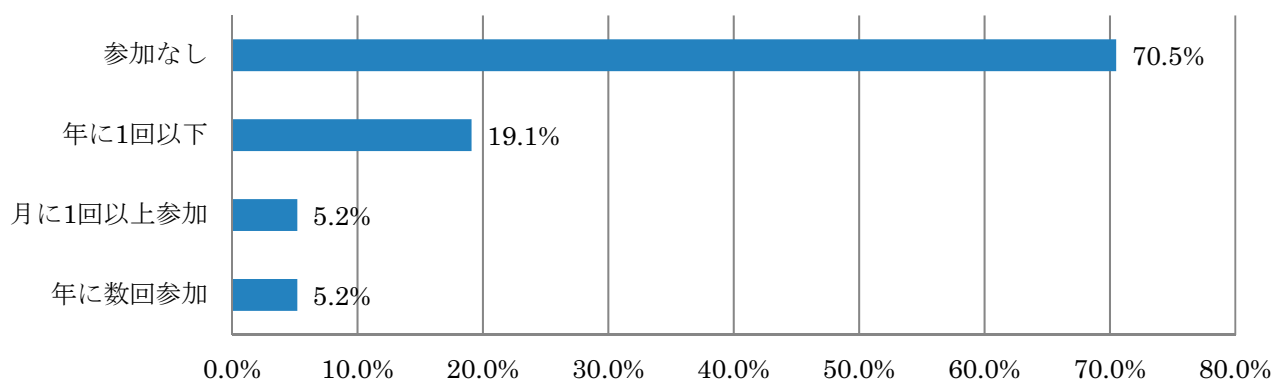
⑩参加したことのある地域活動

(複数回答)



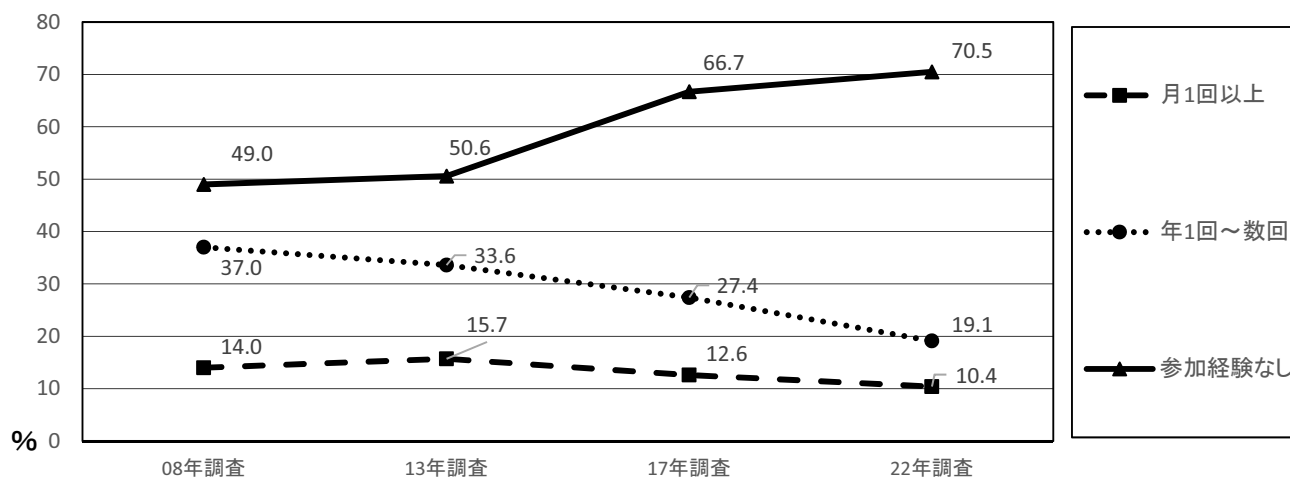
・「地域の環境・美化活動」「まちづくり活動」の割合が高くなっている。

⑪最近一年間の地域活動への参加頻度について



・「参加なし」の割合が最も高く約 70.5%、続いて「年に 1 回以下」が約 19.1%となっている。

【過去との比較】

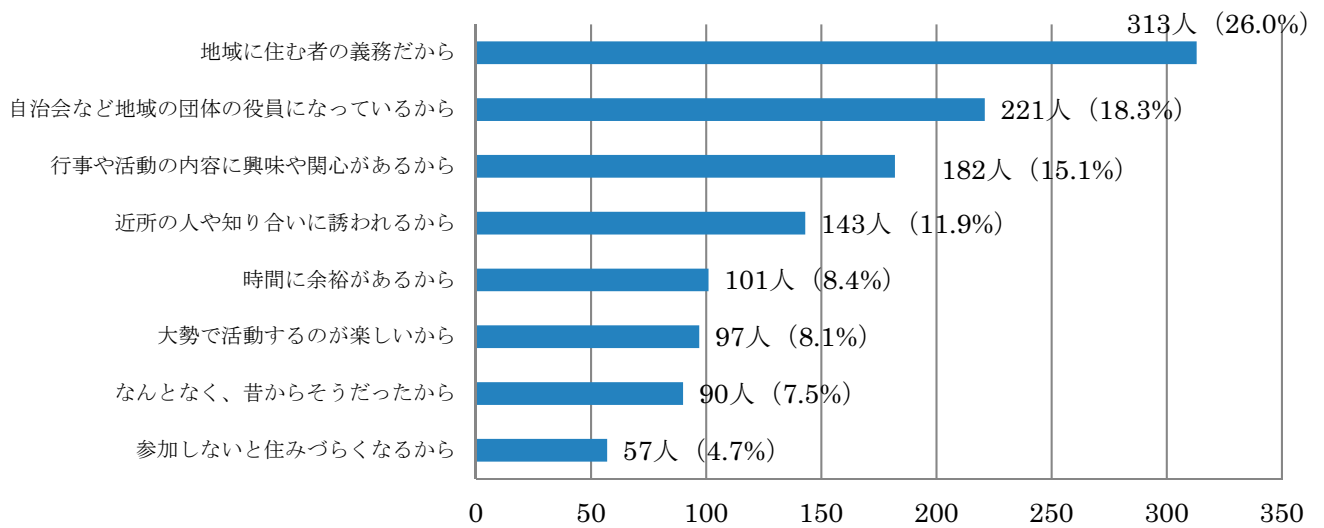


・「参加経験なし」の割合が増加した一方、「年 1 回～数回」の割合が減少している。
また、15 年間で「月 1 回以上」の割合が減少している。

⑫地域福祉活動への参加理由、不参加理由

(複数回答)

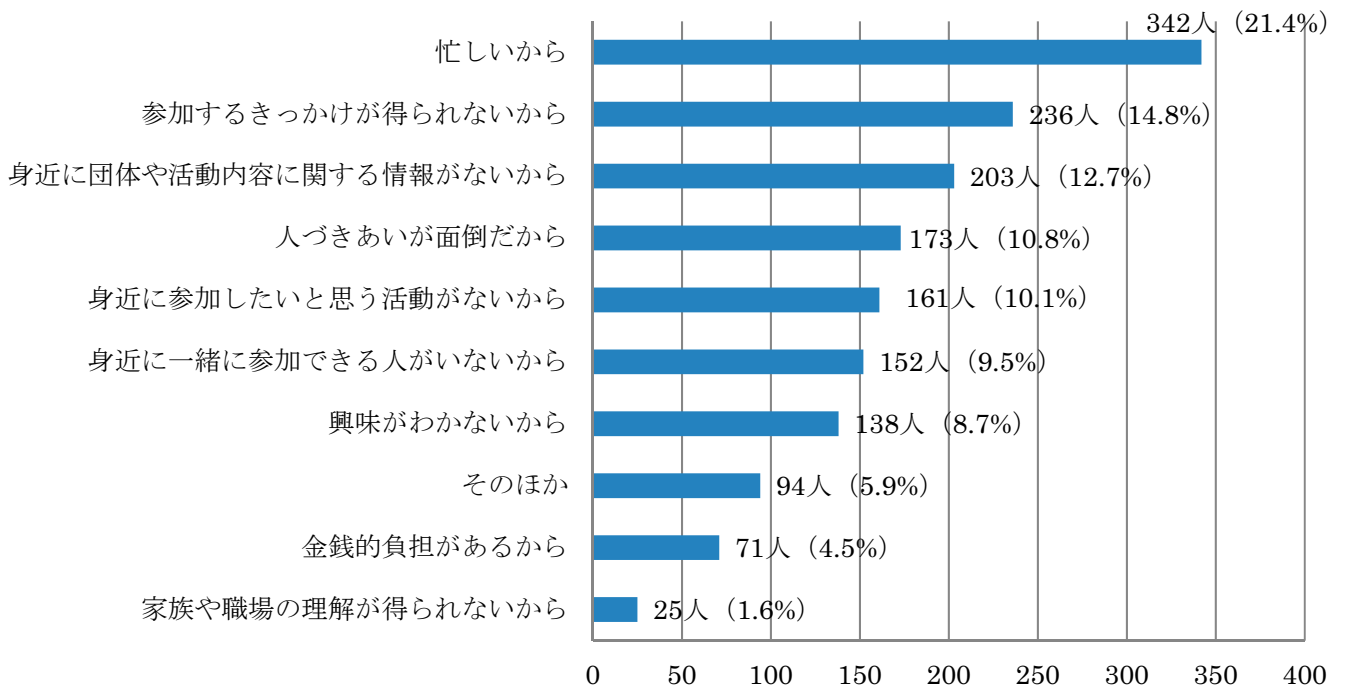
参加理由



- ・「地域に住む者の義務だから」の割合が最も高く、約 26%、次いで「自治会など地域の団体の役員になっているから」で約 18.3%となっている。

不参加理由

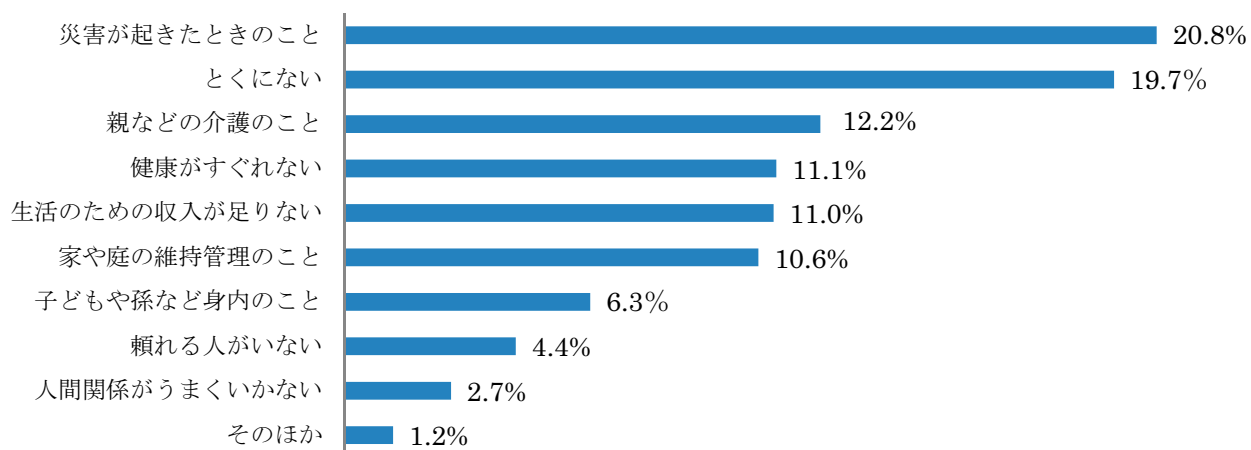
(複数回答)



- ・「忙しいから」の割合が最も高く約 21.4%、次いで「参加するきっかけが得られないから」で約 14.8%となっている。

⑬不安や困りごと

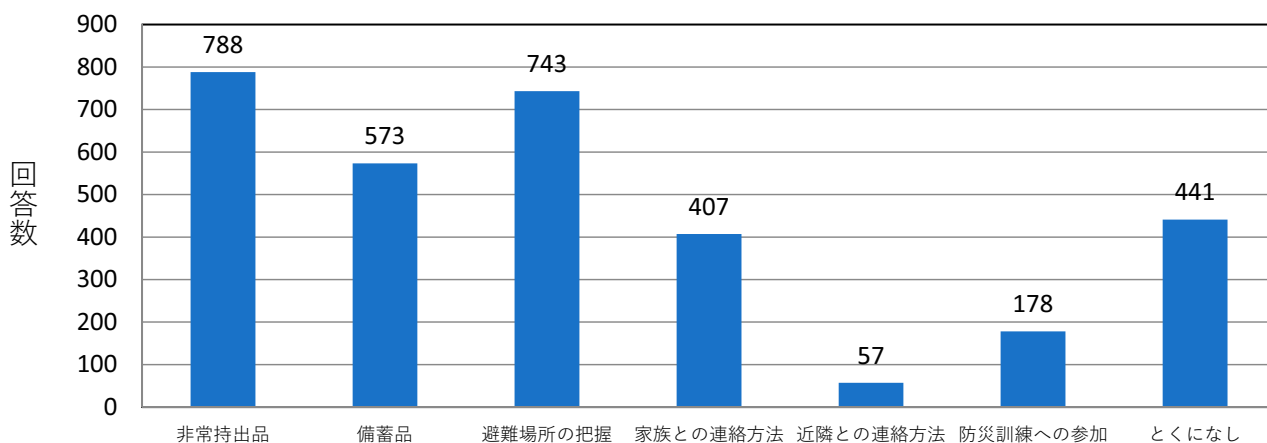
(複数回答)



- ・「災害が起きたときのこと」の割合が高くなっているが、続いて「親などの介護のこと」「健康がすぐれない」「生活のための収入が足りない」「家や庭の維持管理のこと」となっている。

⑭災害に対する備えについて

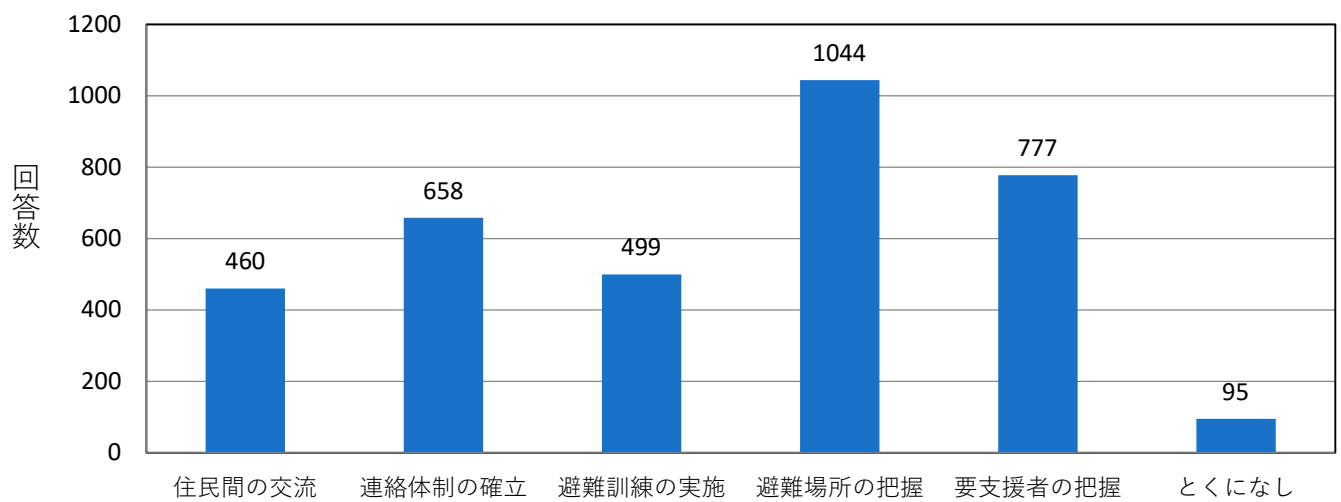
(複数回答)



- ・「非常持出品」「備蓄品」「避難場所の把握」が上位にある一方、「近隣との連絡方法」と「防災訓練への参加」が下位となっている。

⑮災害のために住民が行う日頃からの準備

(複数回答)



- 「避難場所の把握」が最も回答数が多く、「要支援者の把握」「連絡体制の確立」と続いている。

3 地域福祉を推進する役割が期待される主な担い手

社会福祉法（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※ 人数や数値などで時点記載がないものは2023年（令和5年）4月時点です。

○地域住民

住み慣れた地域社会で、自立のための努力「自助」とともに、日頃から近所づきあいや地域行事への参加などを通じ、見守りや声かけなど「共助」の基盤となる良好なコミュニケーションを構築することが求められます。

○校（地）区社協

小学校区や中学校区等を基本に、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、校区ボランティアなど地域住民により組織されている団体で、市社協との連携のもと、市内の45校（地）区で地域の特性を考慮した個性ある自主的な福祉活動（おおむね自治区単位の「小地域福祉ネットワーク活動」や「地域ふれあいサロン」、校区単位の「子育てサロン」や地域住民の交流行事など）を展開しています。

○民生委員・児童委員

地域の「見守り役」「身近な相談役」「専門機関へのつなぎ役」として高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動、高齢者、障がい者、子育て世帯などに対する福祉サービスの紹介、地域で行うサロン活動への協力、関係機関との連携などの様々な活動に取り組んでいます。

○自治会（町内会）

2023年（令和5年）10月現在で685の自治区があり、おおむねそれぞれの自治区で自治会（町内会）が組織されています。住民に最も身近な組織として、本市が推進する地域コミュニティ再生事業の核となる組織であり、それぞれが自主的な独自の取り組みを展開しています。

○消防団

長い歴史と伝統に培われた組織で、郷土を愛する団員たちは、火災や自然災害などから住民の生命、身体、財産を守るため、日夜防災活動に取り組むほか、火災の予防や防災の啓発活動、地域における行方不明高齢者の捜索など幅広い分野で活躍しており、団員の献身的な活動は、地域の安全・安心を守るリーダーとして大きな役割を担っています。

○自主防災組織

地域住民などの自主的な取り組みにより結成され、平常時から防災知識の普及や、避難訓練などを行い、万が一のときに地域住民がお互いに助け合い、励まし合い、地域で災害に備えようとする組織です。

○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口です。中学校区を基本とした23圏域に設置されており、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の専門職がチームを組み、地域で暮らす高齢者を支援しています。地域づくりや地域包括ケアを進めるための地域の拠点となることが期待され、日常生活圏域におけるネットワーク構築の推進に取り組んでいます。

○障がい者相談支援センター

障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携下、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的としています。

○社会福祉施設など

地域における社会福祉施設などは、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設には高齢者や障がい者、認知症の人への対応など、様々な分野に精通した人材が勤務しており、利用者をはじめとする住民の相談に応じることなどが期待されています。

○ボランティア・NPO

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティアやNPOの活動も広がりを見せています。また、ボランティアの存在は災害時の被災者支援や復興支援の過程において必要不可欠なものとなっているなど、その活動は高く評価されています。

○総合型地域スポーツクラブ

地域におけるスポーツを核にした自主・自立の運営によるクラブです。スポーツに関することはもとより、地域の活性化、健康づくり、高齢者の生きがいづくり、親子や家族、世代間の交流などを行っています。

○子ども会

子ども会は、地域を活動の舞台とし、異年齢の子どもたちの集団活動を通して、社会の一員として必要な知識や技能及び態度を学ぶことのできる場となっています。また、子ども会活動は住民や団体などに支えられていることから、その活動は地域の絆の強化や地域ぐるみの子育てにも役立っています。

○老人クラブ（老人会）

老人クラブは、地域の任意団体で、おおむね60歳以上の高齢者が会員となり活動しています。社会奉仕活動、友愛訪問、健康づくり、子どもたちとの交流活動などを展開し、会員の生きがいづくりとともに、地域コミュニティの活性化に大きく寄与しています。今後、地域にある様々な団体との連携を一層強化し、地域福祉の重要な担い手として大きな役割を担っていくことが期待されます。

○PTA

PTAは、児童生徒の健全育成と福祉増進を目的とする社会教育関係団体で、会員の研修と実践活動を基礎にして、主に学校教育への協力・支援、地域社会や関係機関との連携・協力などを通して、教育環境の改善を図るとともに生涯学習を促進し、教育の充実・向上に努めています。

○青少年健全育成（連絡）協議会

「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てよう」という基本理念に立ち、様々な体験活動の場を提供して、青少年の社会参画を促す事業の展開に努めるとともに、有害環境の浄化活動や安全確保に向けた様々な取り組みを進めながら、子どもたちが心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指した活動を展開するなど、地域における青少年の健全な育成の中核を担っています。

○大分市健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民の方です。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取り組みや、健康づくりに関する知識の普及、啓発活動、地域と行政とのパイプ役などの役割を担っています。

○大分市食生活改善推進協議会

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、市内7支部において食を通した健康づくり活動や食育の普及、啓発活動を地域の実情に応じて実践しているボランティア組織です。

自分や家族の健康管理はもとより、食生活改善の料理教室、親子料理教室、高齢者のための料理教室などを開催し、住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手となっています。

○クリーン推進員

ごみの「収集日・分別の仕方・ステーションの美化対策」などの啓発や、不法投棄を発見した場合の通報・現場の把握、また、自治会内での清掃活動などへの参加や育成などの活動を行っています。

○大学などの研究機関

大学などの研究機関は、地域の一員として行政や地域との連携を取りながら専門的知見を活かし、地域福祉のあり方などについて調査研究し、地域社会における多様な活動を支えていくという大きな役割を担っています。地域福祉をはじめ様々な課題の解決のために、行政や地域などと連携して素晴らしい研究成果をあげていくことが期待されます。

○企業・商店街・経済団体など

地域の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献の考え方を確立させるとともに、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償、無償のサービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者などの生きがいや社会参加意欲の創出のため、雇用などの面においても積極的に取り組む必要があります。

○保護司会

犯罪や非行をした人が何らかの処分を受けた後に、再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるよう手助けする団体で、全国的な取り組みとして、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とする「社会を明るくする運動」を展開しています。

4 地域福祉活動の場

○地区公民館

歴史的、地理的条件や人口の推移などを考慮し、市役所が直接運営する地区公民館を設置しています。生涯学習の拠点であるとともに地域まちづくりの拠点施設として、多くの市民に利用されています。

○校区公民館

日常生活圏域である中学校区または小学校区における市民に密着した生涯学習の拠点施設であるとともに、校（地）区社協の活動拠点として、地域福祉推進の重要な役割を担っています。市役所では、建設費や運営費の補助を通じて、活動のサポートをしています。

○自治公民館

顔の見える近所付き合いの中で、地域コミュニティ活動の拠点として、住民が最も気軽に使いやすい施設であり、市役所では、建設費や運営費の補助を通じて、活動のサポートをしています。

○老人いこいの家

高齢者が地域において楽しみながら交流し、社会参加する場であり、多くの人に利用されています。

○こどもルーム

子どもたちに遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者の情報交換の場、子育てに関する相談の窓口などの機能をもつ施設です。

○放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象として、放課後などに適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図るため、地域のボランティアなどで組織する運営委員会や社会福祉法人などの民間事業者により運営されている施設です。市役所は運営費を補助しています。

○保育所（園）、認定こども園、幼稚園

保育所（園）は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持ち、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

幼稚園は、満3歳からの幼児の教育を行うことを目的とする学校教育施設です。

○小学校・中学校・義務教育学校

小学校・中学校・義務教育学校では、地域住民や福祉施設入所者との交流や様々な福祉体験活動が盛んに行われており、各校とも、特色ある取り組みを進めています。これらの活動は、将来の地域福祉活動の担い手を育てるためには欠くことのできないものであり、子どもたちが地域コミュニティの中で成長していくことを自然に学ぶ貴重な機会となっています。また、小学校・中学校などの体育館は、災害時における避難所に指定されているところが多く、さらに、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場としても開放されています。

○高齢者施設

大分市には、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「軽費老人ホーム」「養護老人ホーム」「認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）」などの高齢者施設があります。子どもたちをはじめとする地域の住民が施設を訪れたり、施設の利用者や職員が、地域住民と協働して行事を開催するなど、交流を進める中、施設利用者自らも楽しみ、子どもたちや地域住民に豊富な経験に基づいた知識ややすらぎを与えるという役割の一端も担っています。そのような交流を促進するために地域交流スペースを設置し、地域に開放している施設もあります。

○障がい者施設

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に加えて、難病などにより障がいがある者を対象にした「生活介護」「就労移行支援」などの障害福祉サービスを行う施設であり、障がいの種別や程度に応じた訓練やサービスを受けることができます。

障がい者福祉の取り組みについては、障害者総合支援法の施行により、全ての障がい者が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等が求められています。このような中、これらの施設においても障がい者と地域住民の双方から交流を図り、障がい者の社会参加と、地域のノーマライゼーションを実現できるよう努めているところです。

○ホルトホール大分

文化、福祉、健康、産業及び教育の拠点機能を複合し、有機的かつ効果的に連携させた集い・学び・憩い・賑わい・交流の場としての施設です。

多目的に利用できる市民ホールや市民図書館などのほか、大分市総合社会福祉保健センター内に人権啓発センター、子育て交流センター、母子支援プラザ、シニア交流プラザ、障がい者福祉センター、健康プラザや会議室、大分市社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体の事務室が設置されており、多くの市民に利用されています。

○コンパルホール

子どもからお年寄りまで多くの市民が、文化活動やスポーツ活動を通じて交流し合える場所です。主催事業として各種の文化・スポーツ教室やイベントを行っているほか、ホール、会議室、体育室等を貸し出しており、多くの市民に利用されています。

○保健（福祉）センター・健康支援室

地域住民の健康づくりの推進を目的に、地域に密着した保健福祉サービスを提供するための拠点として、行政センター単位に設置しています。住民に身近できめ細やかな保健サービスを展開しています。

○いきいき健康館

大分市や大分市が委託する関係団体などが実施する高齢者の健康増進、介護予防、生きがい対策に関する事業等を行うための施設として利用されています。

○市民活動・消費生活センター（ライフパル）

ボランティア、NPOなどの市民活動を支援するとともに、消費生活に関する啓発、相談及び苦情処理を行う施設であり、NPO相談、ボランティア相談、消費生活相談などを実施しています。

○旭町文化センター

旭町文化センターは、大分市における唯一の隣保館です。同センターは、各種の教養文化教室や人権を考える講演会などいろいろな活動を通じて、部落差別をはじめあらゆる人権問題に対する理解を深めてもらうことを目的としたコミュニティセンターです。

○旭町児童館

主に小学生、就学前児童（就学前児童は保護者同伴）が健全な遊びを通して、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。年間を通してお楽しみ会やスポーツ大会等の各種行事を開催しています。

○地域・学校連携施設

新設の学校や全面改築の学校を対象に、学校と地域の連携を支えるため、学校敷地内に、地域の生涯学習活動や地域コミュニティ活動などの拠点となる施設を整備しています。

